



平成25年6月7日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ ワ タ
代 表 者 名 取 締 役 社 長 湯 川 直 人
(J A S D A Q コード番号 6 2 9 2)
問 い 合 わ せ 先 常 務 取 締 役 尾 崎 彰
T E L (0 6) 6 5 3 1 - 8 2 1 1

株主代表訴訟に関するお知らせ

当社は、平成25年5月16日に当社個人株主1名から当社取締役2名に対して損害賠償を請求する株主代表訴訟を提起されましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当社は未だ訴訟告知を受けておりませんが、被告より訴状を受領したとの報告があったことから、今回の訴訟提起を事実上知るに至ったものであります。

また、当社は訴訟告知を受領次第、その旨電子公告を行う予定です。

記

1. 原告

太田敏正

2. 被告

当社代表取締役社長 湯川直人

当社代表取締役常務取締役 尾崎彰

3. 当該訴訟の提起があった裁判所

大阪地方裁判所

4. 訴えの概要

株式会社カワタにおける、平成24年3月26日付取締役会決議に基づく、株式会社レイケンの株式譲渡契約締結について、同決議に加わった取締役兼代表取締役である被告に対して責任追及を求めるもの

- (1) 被告は株式会社カワタに対し、連帯して金6億2500万円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする

5. 経緯

平成24年12月12日付で本訴訟の原告株主から当社監査役に対し、取締役が善管注意義務違反等があったことから、損害賠償請求を行うよう提訴請求を受けましたが、監査役が調査を行った結果、取締役には忠実義務及び善管注意義務違反は無いものと判断されました。よって監査役は原告株主に対して、平成25年2月4日付「不提訴理由通知書」にて取締役を提訴しない旨を通知しました。

6. 当社の対応

当社は、平成25年6月7日開催の取締役会にて、被告（取締役2名）側へ補助参加をすることを決定いたしました。

また、当社が補助参加することに、監査役全員の同意を得ております。

7. 業績に与える影響

本訴訟は株主が取締役2名を訴えているものであり、当社の業績に直接は影響ありませんが、今後、追加で開示すべき事項を確認した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上